

特定の評価会社の株式 ツツコニ質問

税額の軽減対策



比準要素数1の会社について 説明してください

比準要素数1の会社とは、類似業種比準方式の、1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額、1株当たりの純資産価額の、3つの比準要素のうち、評価直前期末の要素の、いずれか2つがゼロであり、かつ、評価直前々期末の要素の、いずれか2つ以上がゼロである会社のことです。



比準要素数1の会社を回避する方法を説明してください

比準要素数1の会社を回避する方法は、配当をしておらず、2 期連続で利益がマイナスになるような場合で、簿価純資産が十分な会社であれば、配当を出したり、場合によっては含み益の多い資産を売却して、利益を出すことによって、回避することができます。



株式等保有特定会社について 説明してください

株式等保有特定会社とは、財産評価基本通達によって、会社の総資産価額を算出し、総資産価額に対する株式等の割合が、50パーセント以上となる場合に該当します。

株式等保有特定会社として該当した場合、該当しないケースの評価方法と比較して、評価額が高くなる傾向にあり、納めるべき税金も一般的に高く算出されることになります。



株式等保有特定会社に該当しないようにするためにはどのような方策が考えられますか？

株式等保有特定会社に該当しないようにするためには、株特外しを検討します。

株特外しとは、総資産に対する株式等の比率を50%未満にして、株式等保有特定会社から外すことです。

株特外しには、借入を行い、総資産内の株式の割合を下げる方法のほか、株式ではない資産、不動産などを購入する方法があります。



株式等保有特定会社に該当しないようにするためにはどのような方策が考えられますか？

ただし、税務署から課税逃れのために、株特外しを行ったと判断される場合があるので、事業を行うために資産を増やす必要があったとの、正当な理由が必要です。

また、資産の構成を無理に変えてしまい、株特外しのために、本来必要のない資産を購入し、節税効果以上の損失を出してしまわないように注意が必要です。